

米国知財有識者 過度な特許制度改革に警鐘

2015年6月5日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

米国知財の有識者が、過度な特許制度改革に警鐘を鳴らしている。

元 USPTO 特許局長の Robert L. Stoll 氏は、Hill 氏の論説記事で米国特許制度改革について、包括的な特許制度改革で正当な権利者の正当な権利行使までが抑制されるべきではない。また、そのような制度改革や施策が実施されれば、諸外国で策定される「国内産業を保護するために米国企業の特許主張を抑制する政策」を正当化する危険性があることを示唆した。

以下論説記事の概要。

米国特許制度改革を巡る議論において、「雇用創出の中心的役割を果たす中小企業が行う正当な特許主張を抑制しないよう注意する必要がある」と指摘されているが、これは国際的な観点からも重要である。

TRIPS 協定は内国民待遇、最恵国待遇、および、発明の主題に基づく差別的な特許保護の禁止を定めているが、これらは知的財産保護の最低水準であり、加盟国はこれに上乗せして独自に知的財産制度を設計することができる。

米国は、「知的財産の開発は貿易を促進し、また、強い特許保護は経済成長を促す」と海外で啓蒙しているが、国内の特許制度改革に正当な特許主張を抑制する施策や特定の種類の発明の特許保護を限定的にする施策が盛り込まれた場合、こうした外交努力の効果を弱め、延いては、諸外国で策定される「国内産業を保護するために米国企業の特許主張を抑制する政策」を正当化する危険性がある。

例えば、上院司法委員会は PATENT 法案の交渉で米国発明法 (AIA) で設立された付与後異議申立手続の改善策を検討しているが、「対象となるビジネス方法特許の暫定的プログラム」の実施期間を延長しようとする動きには反対である。

同プログラムは「金融機関に対する低品質ビジネス方法特許の主張」という特定の問題に対応するためのもので、こうした特許の有効性は当事者系レビュー (IPR) 手続および付与後レビュー (PGR) 手続でも争うことができるため、実施期間が 8 年間に、また、適用対象が金融サービス関連特許に限定されている。

しかし、特許審判部 (PTAB) は「金融サービス」を大幅に拡大解釈し、また、ビジネス方法特許だけでなくソフトウェア特許も適用対象としてきた。その結果、大企業が個人発明家や中小企業の特許に異議を申し立てるようになった。

同プログラムの活発化は、イノベーションの阻害という国内問題だけでなく、対外的な問題を生じさせる可能性もある。同プログラムは特定分野の特許を対象とするため、他国における「特定分野の特許を差別的に扱う施策」を正当化する可能性があるからである。

米国特許制度改革は、こうした予期せぬ結果を避けるために、焦点を厳密に絞る必要がある。

(Hill 論説記事原文)

○<http://thehill.com/blogs/pundits-blog/technology/242901-us-patent-reforms-international-impact>

○<http://thehill.com/blogs/pundits-blog/technology/243841-light-at-the-end-of-the-tunnel-for-patent-reform-or-an-oncoming>

(コメント)

米国においては、米国特有の訴訟制度(ディスカバリーなど)を悪用した悪質な権利行使が問題視され、その制限法案が議会で議論されている。しかしながら、これら悪質な権利行使と正当な権利行使を区別することは難しく、包括的な制度改革を行えば、米国憲法¹にある、正当な権利者の権限を制限することになりかねない。素晴らしい知恵や技術を有する個人やベンチャー、小規模企業が、大企業と肩を並べて張り合うことを可能にしてきた環境こそが、現在の米国経済の発展や米国の研究開発をここまで発展させてきたのである。米国特許制度全体が問題なのではなく、制度の一部(の欠陥)が悪用されたことがその原因であり、Stoll 氏をはじめ、多くの有識者が指摘するように、現状の問題を良く分析した上で、バランスのとれた議論が必要であろう。

以上

¹米国憲法第1条第8節第1項には「連邦議会は以下の権限を持つ。(以下略)」とあり、同節第8項に「著作者および発明者に対し、著作または発見に関する独占権を一定期間に限って保証することにより、科学及び有用な芸術の進歩を奨励する(権限)」とされている。